

貿易・税関手続を巡る国際的な動き

第1. 世界貿易機関 (WTO) について

1. はじめに

世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization) は、1994年4月のマラケシュ閣僚会議で最終合意に至ったウルグアイ・ラウンドにおいて策定された諸協定を実施、運営、管理する枠組みとして設立されることとなった国際機関であり、「世界貿易機関 (WTO) を設立するマラケシュ協定」(以下「WTO 協定」)の発効とともに、1995年1月に設立された。

従来のガットは、事務局が協定上の根拠を有しない国際機関であったが、WTO は、上記協定を明確な法的根拠としており、多角的貿易体制を支える制度的基盤が整備された。

WTO は、従来のガットがモノの貿易の分野のみを所掌していたのに対し、ウルグアイ・ラウンド合意ではサービスの貿易、TRIPS (知的所有権の貿易的側面) 等の新しい分野を含む幅広い分野について協定が策定されたため、その所掌が拡大されることとなった。また、紛争解決手続の統一も図られている。

WTO 協定には、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果作成された協定もすべて多角的貿易協定として附属されている (参考1)。

つまり、WTO 協定の加盟国は、WTO 協定の附属書に掲げられた多角的貿易協定 (モノ、サービス及び知的所有権に係る協定、紛争解決手続に関する了解並びに貿易政策検討制度から成る) をすべて実施適用しなければならない (これをシングル・アンダーテイキングという)。これに対し、従来のガット法体系の下では、東京ラウンドで策定された貿易ルールに関する協定額の多くを開発途上国が受諾していなかったために、同じガット加盟国であっても、適用され権利・義務が国によって異なるという変則的な状態にあったが、WTO 体制の下においては、この状態は改善され、原則としてすべての加盟国が同一の権利・義務関係に

立つこととなった。

WTO の加盟国は2002年10月1日現在で144ヶ国となっている (参考2)。

以下、WTO の設立経緯、機構等について簡単に紹介する。

2. WTO の概要

(1) WTO 設立の経緯

WTO については、1989年末、ルジエロ元ガット事務局長 (当時イタリアの外国貿易大臣) がガットの機能強化等のため新機構設立を提案したこと (世界貿易機関構想) に端を発し、EC 内部でその設立構想について検討が進められた。また、EC とは別に、カナダのクロスビー国際貿易大臣が、メキシコにおけるウルグアイ・ラウンド関係非公式閣僚会合 (1990年4月) 及び米国における四極貿易大臣会合 (1990年5月) の場でその創設を提唱した。さらには、1990年6月に開催されたウルグアイ・ラウンドの「ガット機能の強化」に関する交渉グループ非公式会合において、EC から WTO の設立に関する提案が行われた。

EC やカナダの提案は、「サービス等の新分野をも含むウルグアイ・ラウンド交渉結果の効果の実施やガット機能の強化等のために WTO という新たな国際機関を設立すべきである。」というものであった。

しかし、この提案に基づき新機構の設立を積極的に推し進めようとする EC やカナダに対し、米国や我が国の対応は、機構面の整備の必要性については基本的に賛成するが、ウルグアイ・ラウンド交渉の実質面の交渉が先決であり、新機構設立の検討により実質面の交渉が軽視されるべきではないというものであった。このような主要国の考え方を反映して、1990年7月のヒューストン・サミット及び1991年7月のロンドン・サミットの経済宣言は、ウルグアイ・ラウンドが成功を収めることにより多角的貿易体制の制度的強化が必要

となる点に言及した。WTO の設立はウルグアイ・ラウンド終結時に検討されるべきとの考えから、ラウンド交渉の場では WTO の設立についてはほとんど論議されなかったが、秋以降、ラウンド交渉の最終段階を迎えて議論が本格化し、EC とカナダの共同協定案や事務局案をベースに具体的な検討が行われることとなった。そして、この検討結果を踏まえて、1991年12月にダンケル事務局長が提示した最終合意文書案（いわゆるダンケル・テキスト）に WTO 設立協定案が盛り込まれることとなった。

1992年に入ってウルグアイ・ラウンド交渉が4つのトラックに沿って交渉を継続していくことが合意され、WTO 設立協定は、同年2月以降第3トラック（法的整合性の検討グループ）で詳細に検討が行われた。この頃には、当初 WTO の設立に慎重な態度を示していた米国は、ウルグアイ・ラウンドの交渉成果の全てを受諾する国のみを WTO の参加国とすることにより、各国が自国にとって都合の良い一部の成果だけをつまみ食いすることのできない仕組みとする観点から、WTO の設立に積極的な立場を示すようになっていた。また、我が国も、WTO の設立に関する最終的立場は未定であるとしつつも、交渉には積極的に参加していた。その結果、最終合意文書案の提示後、ウルグアイ・ラウンドの交渉成果は WTO を通じて実施することが当然の前提として議論が進められ、ウルグアイ・ラウンドの各種合意についても WTO 設立協定に附属させ、その発効規定を WTO 協定に一致させることや各種合意に関連する委員会の設置を WTO 設立協定に委ねること等の調整を経て協定案文が策定された。このよう心作業の終了を受けて、1993年12月15日に開催された貿易交渉委員会において、WTO の設立について合意が成立した。

1994年に入って、3月まで協定案文の技術的な調整や各国譲許表の検証作業が行われるとともに、ウルグアイ・ラウンドを正式に終結させるための閣僚会合に向けて、閣僚宣言や決定が作成された。この過程において、米国がウルグアイ・ラウンド後の新しい課題として、貿易と環境の問題に加えて、貿易と労働基準の問題を検討すべき旨主張したことから、開発途上国の反発を招くこととなったが、最終的に閣僚会合において各国が提起した問題を、WTO 準備委員会において、WTO の作業計画に含めるか否かを検討するということで調

整が図られた。

1994年4月12～15日に、ウルグアイ・ラウンドを正式に終結させるため、モロッコのマラケシュにおいて閣僚会議が開催され、WTO の設立を含むウルグアイ・ラウンドの結果を収録した最終文書やラウンド交渉の終結を宣言したマラケシュ宣言等が採択されるとともに、15日には各国代表が最終文書等に署名を行った。

これによって、1986年9月20日に開始されたウルグアイ・ラウンド交渉は125の国と地域の参加の下、7年半にわたる交渉を経て正式に終結した。

(2) WTO の組織

事務局長

WTO の事務局長は、1995年1月の設立当初、サザerland前ガット事務局長が暫定的に務めていたが、1995年5月からは4年間の任期でレナト・ルジェロ元イタリア貿易相が務め、1999年9月からは3年間の任期でムーア元 NZ 首相が務めた。2002年9月より3年間の任期でスパチャイ・タイ副首相が事務局長に就任している。事務局次長には、アボット（イギリス）、ラーナ（ケニア）、フロレス（ブラジル）、ヤークサ（米国）の4名が2002年10月から3年間の任期で就任している（参考3）。

事務局・予算

事務局はジュネーブ（スイス）に設置されている。事務局職員は約550名である。2002年の予算額は、約112億円であり、このうち日本の分担率は6.63%（分担率は加盟国の貿易額（往復）を基に算出する）で、米国、独について第3位である。

意思決定機関

WTO の最高意思決定機関は閣僚会議で、WTO 設立協定上少なくとも2年に1回開催されることとなっている。

閣僚会議が開催されていない間の意思決定は一般理事会（議長：マーキ・カナダ大使）が行う。また、一般理事会には紛争解決機関（議長：ペレス・デル・カステイヨ・ウルグアイ大使）及び貿易政策検討機関が（議長：モハメド・ケニア大使）設置されている。また一般理事会の下に物品、サービス、TRIPS 理事会が設置されている（参考4）。

3. 新ラウンドの概要

(1) 総論

第四回閣僚会議において新ラウンドの立上げが

合意された。今回合意された新ラウンドの交渉議題は、関税の引下げ等の貿易自由化交渉のみならず、アンチ・ダンピングを含む貿易ルールの改善・明確化も対象となっている。

交渉期間は、2005年1月1日までの3年間とし、貿易交渉委員会（TNC: Trade Negotiations Committee）が交渉を統括。

交渉結果は一括受諾（シングル・アンダーテイキング）を原則。

(2) 交渉議題

イ. 農業

交渉の結果を予断することなく、市場アクセスの実質的な改善、撤廃を視野に入れた輸出補助金の削減、貿易歪曲的な国内支持の実質的な削減に関する包括的な交渉を約束。また、非貿易的関心事項への配慮を確認。

ロ. サービス

現行の交渉を継続。

ハ. 非農産品市場アクセス

タリフピーク、高関税、タリフエスカレーションの削減・撤廃を含む関税及び非関税障壁の削減・撤廃を目的とした交渉に合意。

ニ. TRIPs（知的所有権）

ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示（ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が地理的原産地に主として帰せられる場合に、その表示をいう。具体的には、フランス・ボルドー地方のボルドー・ワインやメキシコ・テキーラ州のテキーラ等）に関する多数国間通報登録制度の設立交渉について合意。

ホ. 新分野（投資・競争政策・政府調達）の透明性・貿易円滑化

第5回閣僚会議（2年以内に開催）の後に、同会議における明確なコンセンサスによる交渉形態に関する決定を基礎として、交渉が行われることに合意。

（注）貿易円滑化については、WTO 物品理事会で、第5回閣僚会議までの間、GATT 第8条（貿易関連手続の簡易化等）、第10条（関係法令の公表等）等の規定について検討することとなり、さらに途上国のニーズ・優先課題・技術協力につき議論することとなった。

ヘ. WTO ルール

アンチ・ダンピング協定及び補助金・相殺措置協定について、その有効性を保ちつつ、これら協

定の規律の明確化・改善を目指す交渉に合意。交渉の初めに、貿易を歪める慣行を含む交渉対象となる条項を明示。漁業補助金の規律も明確化・改善を目指す。

（注）アンチ・ダンピング措置の発動は増加傾向にあり、中には不適切に発動され、我が国産業が不利益を被ったケースも見られる。我が国をはじめ多くの国は、その濫用を防止するとの観点から、これらの措置を規律するWTO協定についての交渉を主張していた。

ト. 貿易と環境

WTOルール（不要な貿易制限の軽減を原則）と多数国間環境諸協定上の特定の貿易義務（環境保護のために貿易制限措置を認める）に係る関係等についての交渉が行われることに合意。

貿易と環境委員会はラベリング等に関する検討作業を続け、第5回閣僚会議に対し、交渉を行うべきか否かを含む将来の行動について勧告。

チ. 電子商取引

電子商取引について検討を継続することに合意。

第5回閣僚会議まで、電子送信（インターネット上で送信される画像・音楽等）に対する関税不賦課を維持することに合意。

リ. DSU（紛争解決手続）見直し

改善・明確化につき2003年5月までの合意を目指して交渉。

ヌ. 途上国への配慮

開発途上国の新ラウンドへの参加の確保のために、途上国向けキャパシティービルディングを充実させるため、新たな基金を設けることに合意。

(3) 新ラウンドの枠組み

イ. 貿易交渉委員会

新ラウンドを統括する機関として貿易交渉委員会（TNC）が設立された。TNCは、2～3ヶ月毎に開催し、議論の内容を一般理事会に報告することとなった。TNC議長には、新ラウンドの交渉期限の2005年1月1日までの任期でWTO事務局長を選出している。従って、2002年9月以降はスパチャイ事務局長がTNC議長を務めている。

ロ. 各交渉分野の交渉グループ

各交渉分野毎に会合を開催して議論を進めていくこととされた。

(4) 農業、サービス、環境等は既存の関連理事会・委員会があることから、その特別会合を開催して交渉を行う。

- (Q) 非農産品市場アクセス、ルール（アンチ・ダンピング措置等）については、既存の関連委員会がないことから、新たに交渉グループを設立して交渉を行う。
- (R) これらの特別会合・交渉グループの議長は、先進国と途上国のバランスに配慮しつつ、その過半数以上をジュネーブ駐在者から選出し、任期は第5回閣僚会議までとする。

4. 最近の動き

(1) 第四回閣僚会議

2001年11月9日から14日まで、中東カタルの首都ドーハにおいて、WTO 第四回閣僚会議が開催された。今回の閣僚会議では、新たな多角的貿易交渉（新ラウンド）の開始を謳う閣僚宣言、「T

RIPs（知的所有権保護）協定と公衆衛生に係る宣言」、及び途上国によるウルグアイ・ラウンド合意の「実施問題」に係る決定が採択された他、中国及び台湾のWTO加盟が承認された。我が国からは平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣、植竹外務副大臣、林田財務大臣政務官等が出席した。

(2) 事務局長の交代

2002年9月1日より、3年間の任期でタイの元副首相のスパチャイ氏がムーア氏に替わって初のアジアから、途上国からのWTO事務局長に就任している。

(3) 第五回閣僚会議

次回第五回閣僚会議は2003年9月にメキシコのカンクンで開催される。

(参考1) WTO協定の構成

多角的貿易協定（マルチ）

附属書1

附属書1 A 物品の貿易に関する多角的協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定 [1994年のガット]

農業に関する協定 [農業協定]

衛生・植物検疫措置に関する協定 [SPS協定]

繊維及び繊維製品に関する協定 [繊維協定]

貿易の技術的障害に関する協定 [TBT協定]

貿易関連投資措置に関する協定 [TRIMs協定]

第6条の実施に関する協定 [アンチ・ダンピング協定]

第7条の実施に関する協定 [関税評価協定]

船積み前検査に関する協定 [PSI協定]

原産地規則に関する協定 [原産地協定]

輸入許可手続きに関する協定 [ライセンス協定]

補助金・相殺措置に関する協定 [補助金協定]

セーフガードに関する協定 [セーフガード協定]

附属書1 B サービスの貿易に関する一般協定 [GATS]

附属書1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 [TRIPs協定]

附属書2

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 [DSU]

附属書3

貿易政策検討制度 [TPRM]

複数国間貿易協定（ブルリ）

附属書4

民間航空機協定

政府調達に関する協定

(注) 国際酪農品協定、国際牛肉協定は

1997年末に廃止された。

(参考2) WTO 加盟国・地域 (2002年10月1日現在)

アジア

バングラデシュ*
 ブルネイ・ダルサラーム
 ホンコン・チャイナ
 インド
 インドネシア
 中国
 台湾
 日本
 大韓民国
 キルギス
 マカオ・チャイナ
 マレーシア
 モルディヴ*
 モンゴル
 ミャンマー*
 パキスタン
 フィリピン
 シンガポール
 スリ・ランカ
 タイ

中近東

バハレーン
 サイプラス
 グルジア
 イスラエル
 ヨルダン
 クウェイト
 カタール
 オマーン
 トルコ
 アラブ首長国連邦

ヨーロッパ

アルバニア
 オーストリア
 ベルギー
 ブルガリア
 チェッコ
 クロアチア
 デンマーク
 エストニア
 欧州共同体
 フィンランド
 フランス
 ドイツ
 ギリシャ
 ハンガリー
 アイスランド
 アイルランド
 イタリア
 ラトビア
 リヒテンシュタイン

リトアニア
 ルクセンブルグ
 マルタ
 オランダ
 ノールウェー
 ポーランド
 ポルトガル
 ルーマニア
 スロヴァキア
 スロヴェニア
 スペイン
 スウェーデン
 スイス
 連合王国
 モルドヴァ

北米

カナダ
 アメリカ合衆国

中南米

アンティグア・バーブーダ
 アルゼンティン
 バルバドス
 ベリーズ
 ボリヴィア
 ブラジル
 チリ
 コロンビア
 コスタ・リカ
 キューバ
 ドミニカ
 ドミニカ共和国
 エクアドル
 エル・サルヴァドル
 グレナダ
 グアテマラ
 ガイアナ
 ハイティ*
 ホンデュラス
 ジャマイカ
 メキシコ
 ニカラグア
 パナマ
 パラグァイ
 ペルー
 セント・クリストファー・ネイ
 ヴィース
 セント・ルシア
 セント・ヴィンセント及びグレナ
 ディーン諸島
 スリナム
 トリニダッド・トバゴ
 ウルグァイ
 ヴェネズエラ

アフリカ

アンゴラ*
 ベナン*
 ボツワナ
 ブルキナ・ファソ*
 ブルンディ*
 カメルーン
 中央アフリカ*
 チャド*
 コンゴ*
 象牙海岸
 コンゴ
 ジブティ*
 エジプト
 ガボン
 ガンビア*
 ガーナ
 ギニア*
 ギニア・ビサオ*
 ケニア
 レソト*
 マダガスカル*
 マラウイ*
 マリ*
 モーリタニア*
 モーリシャス
 モロッコ
 モザンビーク*
 ナミビア
 ニジェール*
 ナイジェリア
 ルワンダ*
 セネガル*
 シエラ・レオネ*
 南アフリカ
 スワジランド
 タンザニア*
 トーゴ*
 チュニジア
 ウガンダ*
 ザンビア*
 ジンバブエ

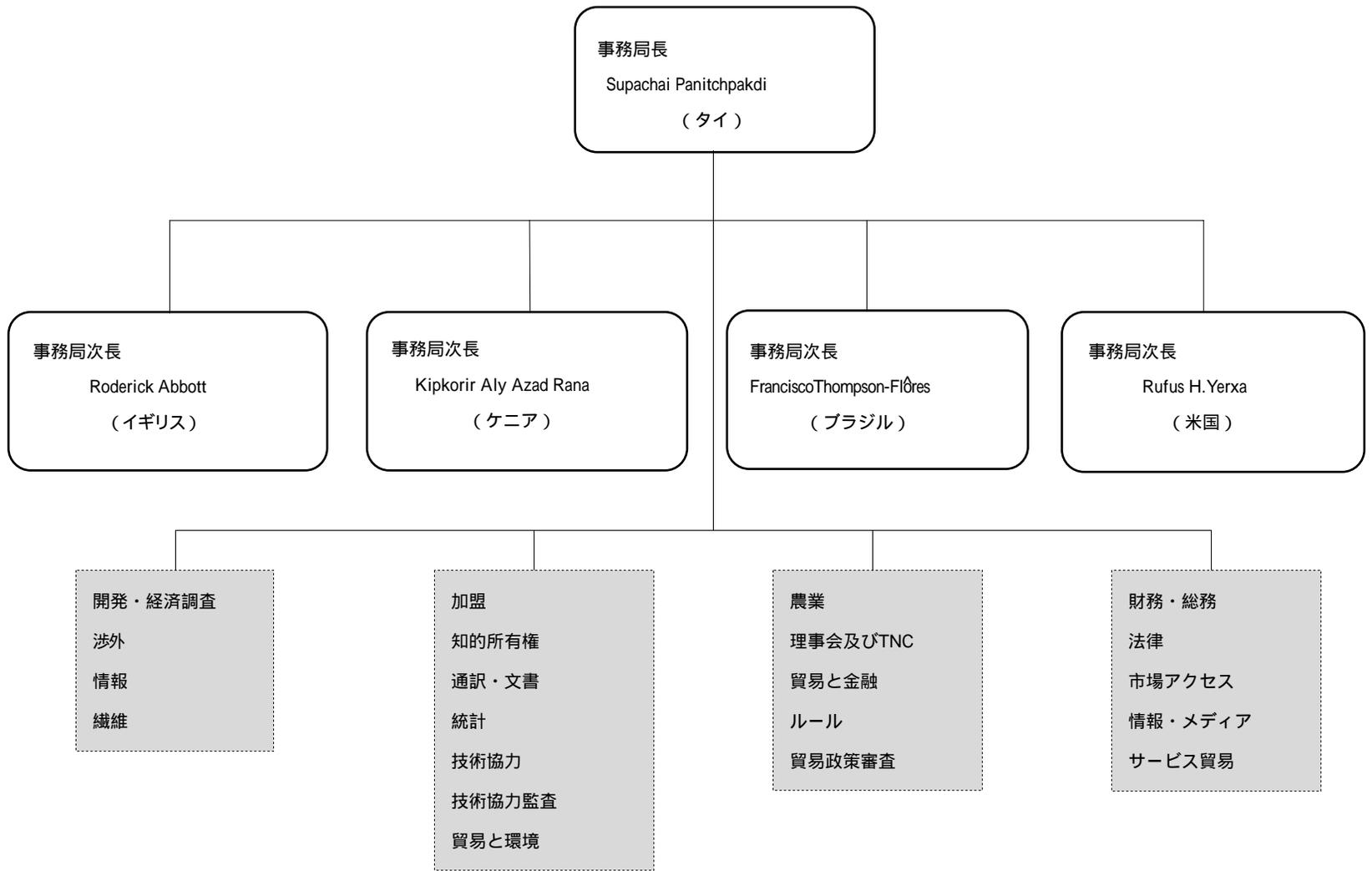
オセアニア

オーストラリア
 フィジー
 ニュー・ジーランド
 パプア・ニューギニア
 ソロモン諸島*

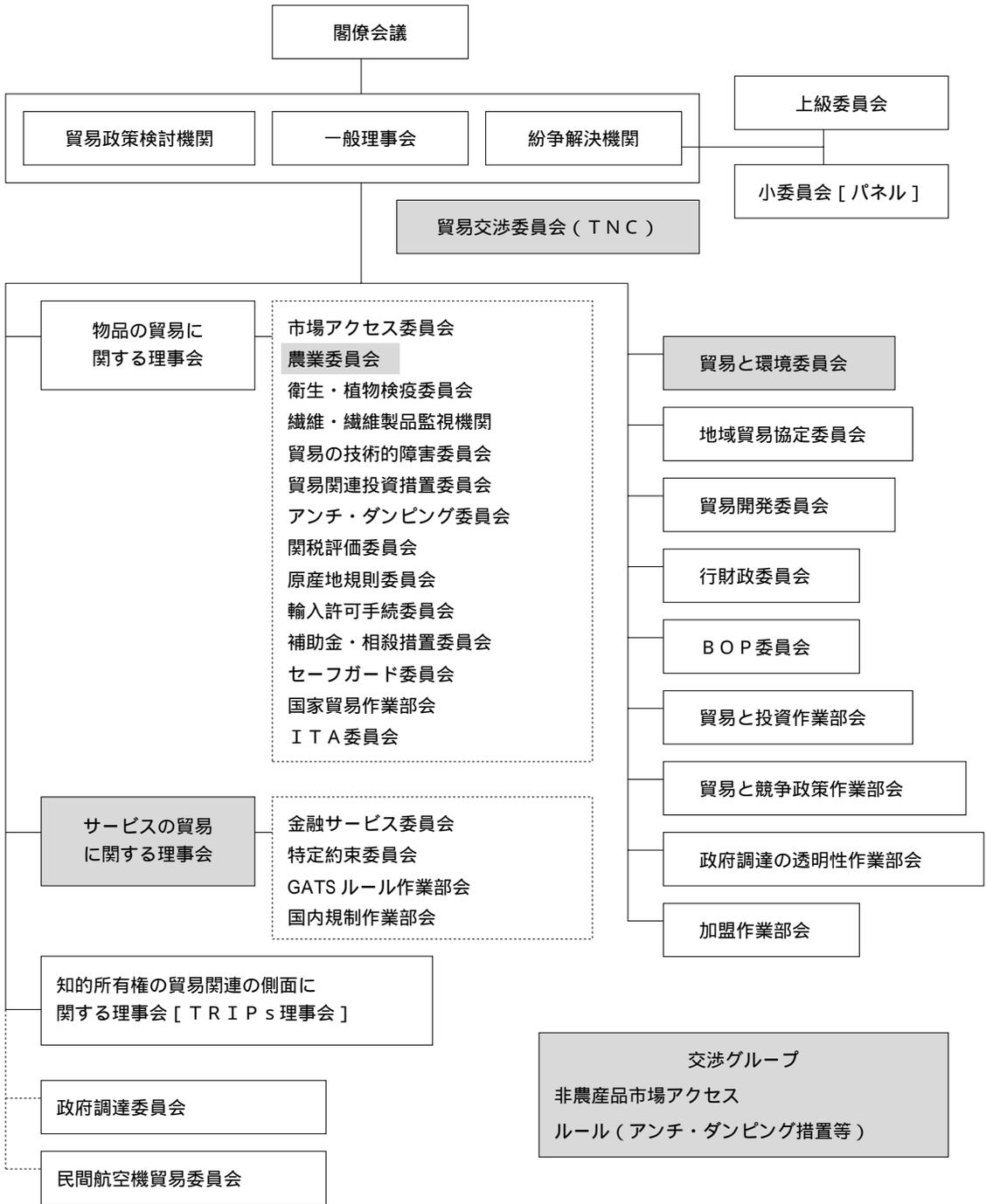
計 144ヶ国・地域

(注) * : LDCs

(参考3) WTO 事務局

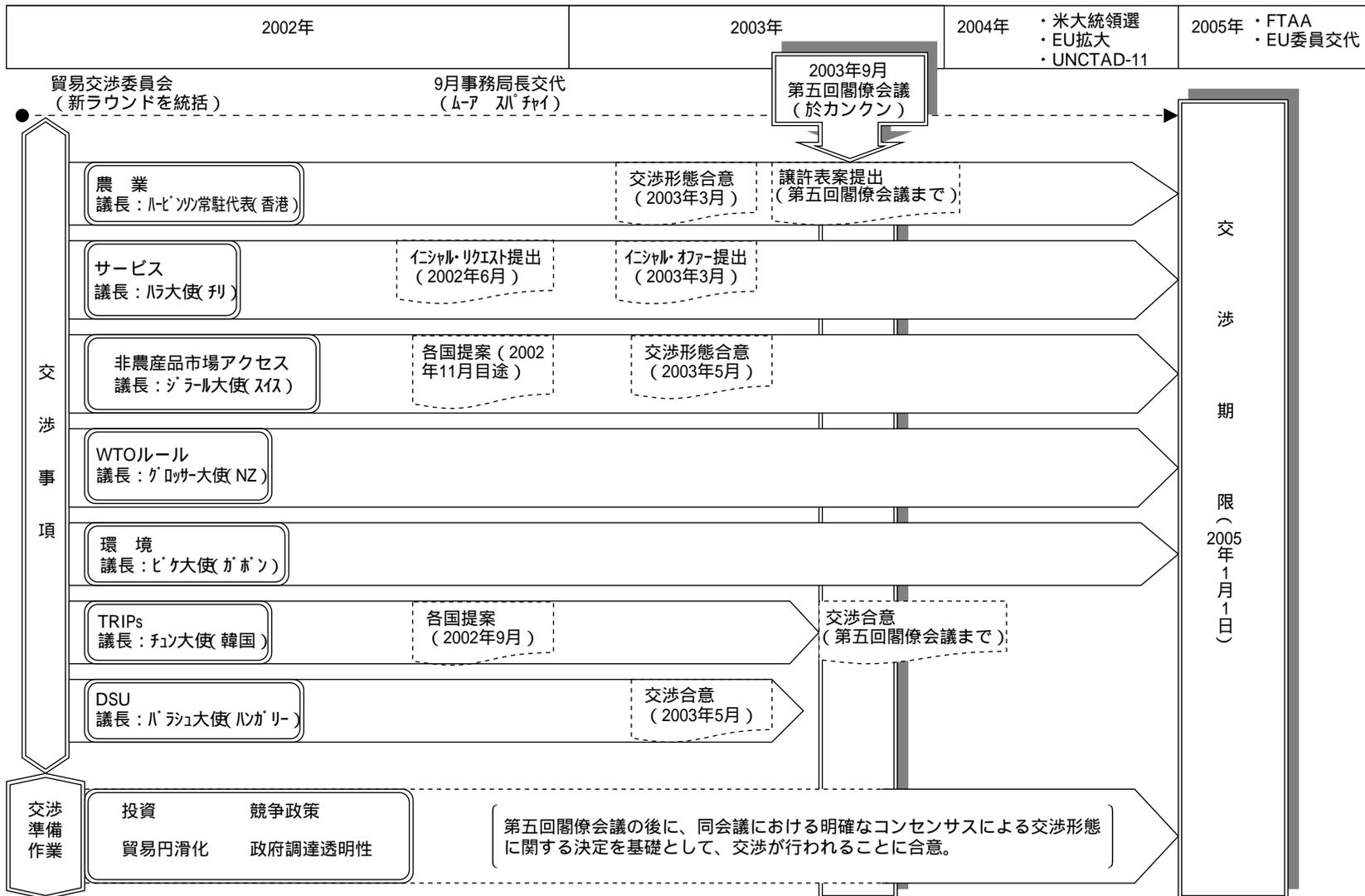


(参考4) WTO の組織



(注) 網掛けの理事会・委員会の特別会合及び交渉グループはTNCが統括する。

(参考5) WTO 新ラウンド：今後の予定



交渉事項

第2. 地域協力について

今日、世界の貿易体制を見ると、WTO におけるグローバルな貿易自由化の動きと共に、欧州の EU、北米の NAFTA、東南アジアの AFTA 等、様々な地域統合・地域協力の動きが加速・拡大している。

このような動きの中で、アジア太平洋地域では、「開かれた地域協力」を原則とする APEC において貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等のプログラムが進められ、他方、アジアと欧州の間においては、アジア欧州会合 (ASEM) において政治・経済・文化等の幅広い分野について対話が進められている。我が国としても、APEC 及び ASEM における協力強化に積極的に取り組み、指導力を発揮することが重要となってきている。

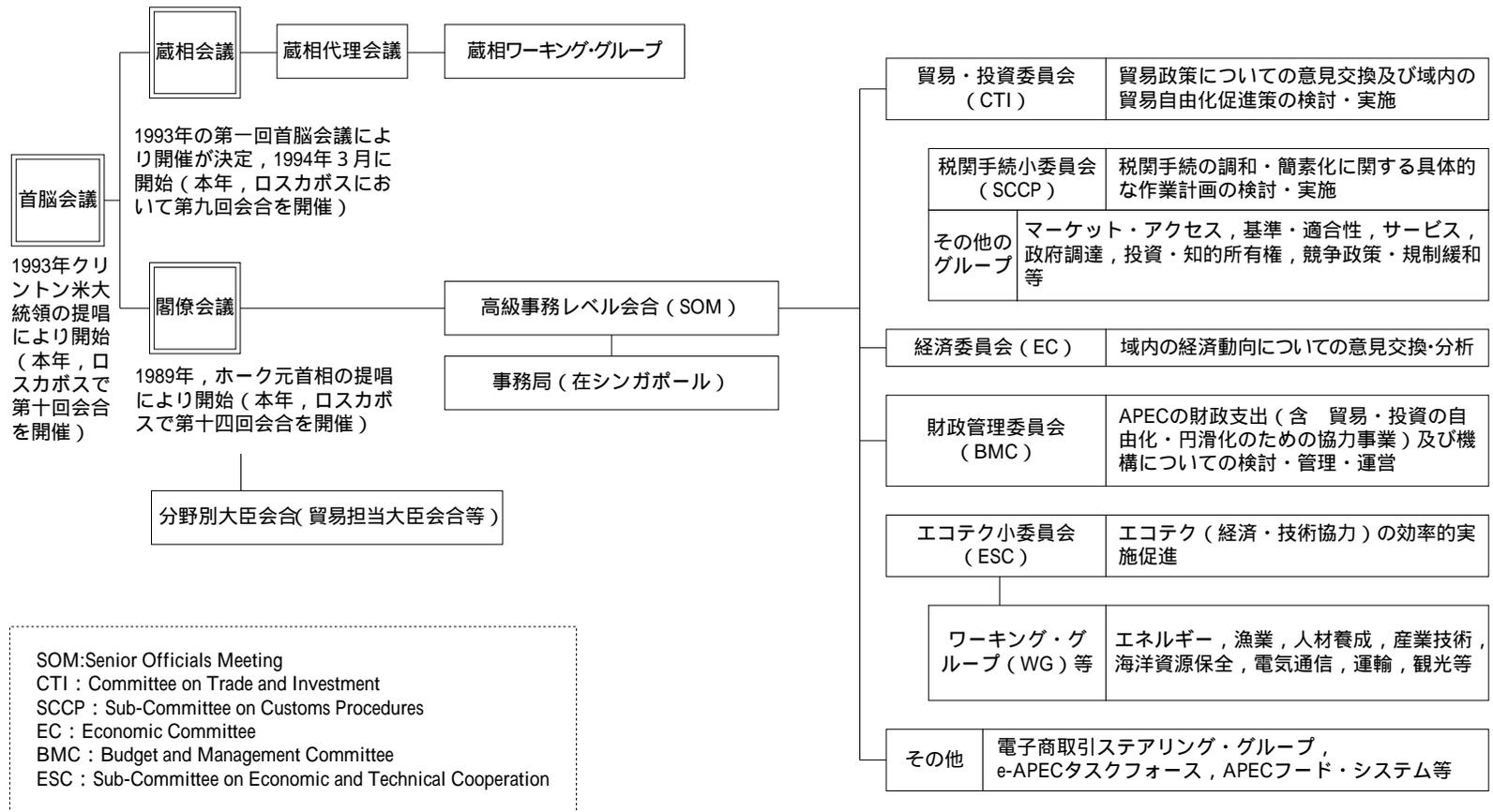
1. APEC (アジア太平洋経済協力)

(1) APEC の概要と経緯

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation : アジア太平洋経済協力) は、アジア・太平洋地域の多角的貿易体制の維持・強化等を目的に貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等を議論する、開かれた地域協力である。発足当初12カ国であった APEC は、現在21カ国・地域からなっている。

APEC では、1989年の創設以降、毎年一回閣僚会議が開催されており、さらに1993年に首脳会議が創設され、1994年から蔵相会議が開催される等、活動が一層活発化してきている (資料2-1、資料2-2及び資料2-3)。

(資料2 1) A P E C 組 織 図



APECメンバー：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュー・ジーランド、パプア・ニューギニア、フィリピン、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ（台湾）、タイ、米国、ペルー、ロシア、ヴィエトナム
計21カ国・地域

(資料2 2) APEC 閣僚会議の概要

会議 (年月・場所)	会議の主要成果
第一回閣僚会議 〔1989年11月 キャンベラ〕	地域の多様性に基づく相互平等の尊重等, APEC の基本理念を確認。
第二回閣僚会議 〔1990年7月 シンガポール〕	個別協力分野のワーキング・グループの設置に合意。
第三回閣僚会議 〔1991年11月 ソウル〕	APEC の目的等を定めた APEC ソウル宣言を採択。 中国, チャイニーズ・タイペイ (台湾), 香港の参加を承認。
第四回閣僚会議 〔1992年9月 バンコク〕	常設事務局の設置及び予算制度の発足を定めた APEC バンコク宣言を採択。 アジア太平洋地域の貿易自由化を促進していくためのアプローチ (賢人会議の設置等) について合意。
第五回閣僚会議 〔1993年11月 シアトル〕	域内の貿易投資自由化問題等について協議する場として貿易投資委員会 (CTI) を設置。 経済動向・問題アドホック・グループ (ETI) の経済委員会へ昇格の可能性を検討することに合意。 メキシコ, パプア・ニューギニアの APEC 参加を承認するとともに, 1994年の閣僚会議からのチリの参加を承認。
第六回閣僚会議 〔1994年11月 ジャカルタ〕	非拘束的な投資原則を策定するとともに, 税関手続及び基準・認証の調和の検討のため小委員会を設置することに合意。 域内の経済動向等を検討するため, 経済動向・問題アドホック・グループ (ETI) を昇格させ, 経済委員会 (EC) を設置することに合意。 我が国より, 人的資源等を活用し, 域内の経済協力及び開発を促進するため「前進のためのパートナー (PPF)」を提案, 具体的な検討を行うことに合意。
第七回閣僚会議 〔1995年11月 大阪〕	各エコノミー3人までの代表で構成される「APEC ビジネス諮問委員会」(ABAC) の設立に合意。
第八回閣僚会議 〔1996年11月 マニラ〕	TILF 特別勘定を通じてのプロジェクトの開始。 経済協力・開発の強化に向けた枠組みに関する宣言の発出。 APEC ビジネス諮問委員会や APEC ビジネスフォーラム等の民間部門の参加。
第九回閣僚会議 〔1997年11月 ヴァンクーヴァー〕	早期自主的分野別自由化 (EVSL) につき, 優先9分野, 及び6分野を特定。 個別行動計画 (IAP) の改訂及び着実な実施。 貿易・投資の円滑化の成果として, APEC 税関ブループリントを特記。
第十回閣僚会議 〔1998年11月 クアラルンプール〕	早期自主的分野別自由化 (EVSL) につき, 自主性の原則に基づき実施することに合意。 「電子商取引に関する APEC ブループリント」の承認。 各フォーラムにてマネジメント・プロセスの自己レビューを実施し, その間新フォーラム設立を原則禁止することも決定。 ロシア・ヴィエトナム, ペルーの新規参加を歓迎。
第十一回閣僚会議 〔1999年9月 オークランド〕	WTO 新ラウンドに向けた力強いメッセージを発出。 早期自主的分野別自由化 (EVSL) のうち, 優先9分野の関税 (ATL) についての WTO での協議を2000年も続行。 「APEC 貿易円滑化の成果」を宣言に添付。
第十二回閣僚会議 〔2000年11月 バンドル・スリ・ プガワン〕	個別行動計画 (IAP) ピア・レビューの改善に関する提言を承認。e-IAP の導入を歓迎。 貿易円滑化に関する原則の策定作業の進展を歓迎。 新ラウンドの早期立上げへのコミットを再確認。全ての WTO 加盟国の関心や懸念に応えるような, バランスが取れ, かつ, 広範なアジェンダが必要であることに合意。
第十三回閣僚会議 〔2001年10月 上海〕	1995年以降の動きを反映させた大阪行動指針第1部の更新を承認。 貿易円滑化に関する原則の策定, SCCP 共同行動計画の評価等の完了を歓迎。 改正京都規約の早期採用を奨励。 財務大臣プロセスと SOM プロセスとの連携強化を歓迎。
第十四回閣僚会議 〔2002年10月 ロス・カボス〕	途上エコノミーへの対テロ能力構築の最良の支援方法を探究するよう実務者に指示。 WTO 新ラウンドを支援し, 2005年1月1日の交渉期限を達成するため, 全ての分野でスケジュール通り交渉することを奨励。 改正京都規約及び事前旅客情報システムの採用等をパスファインダー・イニシアティブとすることを支持。 具体的な貿易円滑化行動や措置のメニューを含む貿易円滑化行動計画を首脳が支持するよう勧告することに合意。 地域及び自由貿易協定に関する建設的な意見交換を行うことを実務者に指示。

(資料2 3) APEC 首脳会議の概要

会議(年月・場所)	会議の主要成果
第一回首脳会議 〔1993年11月〕 〔シアトル〕	(a)アジア太平洋経済の重要性、(b)多角的自由貿易体制の維持・強化及び UR の年内終結、(c)アジア太平洋地域の多様性を踏まえた緩やかな域内協力を強調。 APEC 蔵相会議の開催、投資コードの策定等 8 項目のイニシアティブを検討していくことに合意。
第二回首脳会議 〔1994年11月〕 〔ボゴール〕	2020年(先進国は2010年)までに、アジア太平洋における貿易・投資の自由化を達成することを首脳の政治的意思として表明。 通関手続、基準・認証、投資原則等の分野における貿易・投資の円滑化プログラムの策定を閣僚及び事務当局に要請。 人材養成の拡充、中小企業振興措置及び経済インフラの改善措置を含めた開発協力の強化を推進することを強調。
第三回首脳会議 〔1995年11月〕 〔大阪〕	貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力の推進のための道筋を示す「行動指針(アクション・アジェンダ)」を採択。 各メンバーが、首脳会議後、「当初の措置」として当面取り得る具体的な自由化、円滑化措置を提示。 「行動指針」を採択して実施することの首脳レベルでの強い決意の表明等を内容とする「APEC 経済首脳の行動宣言」を發出。 村山総理より、首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関連する協力事業を支援するイニシアティブとして、APEC 中央基金に、必要に応じ、適切な案件の形成を受ける形で、今後数年間で合計100億円を拠出することを表明。
第四回首脳会議 〔1996年11月〕 〔スービック〕	「行動指針」を受けて、具体的な行動を含めて「マニラ行動計画(MAPA)」の採択。 WTO シンガポール閣僚会議への貢献としその政治的メッセージの發出。 新規参加問題の凍結期間を打ち切り、早期決着を図る。 APEC ビジネス諮問委員会(ABAC)の提言を歓迎し、具体的な検討を行うことに合意。
第五回首脳会議 〔1997年11月〕 〔ヴァンクーヴァー〕	各首脳間で、アジア経済の基本的条件が基本的に良好で、なお高い潜在成長力を維持しているとの認識を共有。 インフラ整備の重要性を認識し、「インフラ整備・官民協力増進のためのヴァンクーヴァーフレームワーク」を發出。 APEC を貿易・投資の円滑化の先駆者と位置づけ、税関手続の調和化・簡素化への取組みを歓迎。 ヴィエトナム、ペルー、ロシアの3カ国の新規参加を決定。
第六回首脳会議 〔1998年11月〕 〔クアラルンプール〕	アジア経済の早期回復に向け、首脳から前向きなメッセージを發出。 新宮澤構想をはじめとするアジア支援策等を歓迎すると共に、国際金融システム強化等の課題に対し、具体的諸施策を呈示。 人材育成を持続的経済成長の鍵と位置づけ、「クアラルンプール技能開発行動計画」を採択。
第七回首脳会議 〔1999年9月〕 〔オークランド〕	市場機能強化に向けた、「競争と規制改革を促進するための APEC 原則」の承認。 域内経済につき、アジア経済危機からの回復基調を確認。 国際金融アーキテクチャーにつき、蔵相からの報告を歓迎。
第八回首脳会議 〔2000年11月〕 〔バンドル・スリ・ブガワン〕	2010年までに全ての域内の人がインターネットを通じて情報、サービスにアクセスできるようにする。その第一歩として、2005年までにアクセス人口を3倍にする。 WTO 協定実施のための能力構築に関する戦略的 APEC 計画を承認。 地域貿易協定は WTO における多角的自由化のための踏み台として役立つべきものであることに合意。
第九回首脳会議 〔2001年10月〕 〔上海〕	経済成長の向上のため適切な政策・措置を採用し、マクロ経済政策対話及び協力を強化することを決意。 今後10年間の APEC の発展のための戦略的かつ前向きな議題として、5年間で取引コストを5%削減するとの努力目標を含む上海アコードを採択。 テロ対策に関する首脳声明を發出し、世界的に統合された電子税関ネットワークの迅速な開発等のテロ対策を強化することを決意。
第十回首脳会議 〔2002年10月〕 〔ロス・カボス〕	コンテナ安全体制の実施等による域内の安全な貿易の促進(スター・イニシアティブ)等を柱とする「テロとの闘い及び成長の促進に関する首脳声明」を採択。 貿易円滑化のための具体的メニューを策定。同メニューを含む「貿易円滑化行動計画」を承認。 法令・規制等の迅速な公表等により、立法・行政の透明性を高めるための「透明性基準の実施のための首脳声明」を採択。 電子商取引等に関する規制を自由化し、貿易を促進するための「貿易とデジタルエコノミーに関する首脳声明」を採択。 グローバル経済の変化等に対応すべく拡大した大阪行動指針を承認。

特に、第一回首脳会議が開催された1993年以降、APEC は貿易・投資分野に重点をおいてきている。1994年には、インドネシアで開催された首脳会議において、2020年（先進国は2010年）までに域内における貿易・投資の自由化を達成すること等を謳った「ボゴール宣言」が発表された。翌1995年には、我が国の議長の下に開催された大阪会議において、「ボゴール宣言」を具体化する形で「大阪行動指針（OAA: Osaka Action Agenda）」が作成され、関税・非関税措置、サービス、投資、税関手続、規制緩和等の分野における貿易・投資の自由化・円滑化の行動分野・ガイドラインとともに経済・技術協力の具体的な道筋が示された。

1996年のフィリピン会合では、「大阪行動指針」に基づき、上記の諸分野について中長期的な自由化・円滑化のための各エコノミー毎の個別行動計画（IAP: Individual Action Plan）が提出され、APEC 域内共通の共同行動計画（CAP: Collective Action Plan）とあわせ、「マニラ行動計画（MAPA: Manila Action Plan for APEC）」として集大成、発表された。

(1) APEC の概要と経緯

2001年の上海会合では、APEC の将来、APEC 協力の活性化、グローバル化やニュー・エコノミーへの対応につき議論が行われ、今後10年間のAPEC 発展のため、APEC のビジョンの拡大、ボゴール目標への道筋の明確化を目的とする「上海アコード」が2001年の首脳宣言の付属文書として採択された（資料2 4）。

(2) APEC 閣僚・首脳会議（於ロス・カボス）の結果

首脳会議では、主に、テロ対策、多角的貿易体制の支援、APEC ビジョンの実施、等について議論され、首脳宣言の他、テロ対策に関連して「テロとの闘い及び成長の促進に関するAPEC 首脳声明」及び「APEC メンバー・エコノミーの最近のテロリズム行為に関するAPEC 首脳声明」が発出された。

また、それらに加え、「北朝鮮に関するAPEC 首脳声明」、「APEC 透明性基準の実施のための首脳声明」、「貿易とデジタル・エコノミーに関するAPEC 政策の実施のための声明」及び「貿易円滑化行動計画」も採択された。

なお、閣僚会議においては、例年通り閣僚共同声明が発出された。

(資料2 4) APEC における貿易・投資の自由化の流れ
シアトル声明（1993年シアトル会議）
[初めての首脳会議]

貿易・投資の自由化のビジョン

(目標の設定) ↓

ボゴール宣言（1994年ボゴール会議）

自由で開かれた貿易・投資

先進国は2010年、途上国は2020年までに達成

(具体化) ↓

大阪行動指針（1995年大阪会議）

自由化・円滑化の道筋

貿易・投資の自由化・円滑化

経済・技術協力

(行動) ↓

マニラ行動計画（1996年フィリピン会議）

具体的な自由化・円滑化の行動計画

個別行動計画（IAP）：各エコノミー毎

共同行動計画（CAP）：APEC 域内共通

(目標の拡大・明確化)

上海アコード(2001年上海会議)

ボゴール目標への道筋の明確化

テロ対策

昨年9月11日の米国でのテロ事件以降、経済問題に加えてテロ対策がAPEC の主要議題の一つになってきており、昨年首脳会議に続き、バリ島やフィリピン、モスクワ等でテロ事件が相次ぐなか、テロ対策と経済成長について議論を行った。その結果、APEC メンバーがモノ、ヒト、カネの円滑な流れを維持しつつ、域内の安全を強化することに合意し、「テロとの闘い及び成長の促進に関するAPEC 首脳声明」を採択した。同声明は、海上コンテナ安全体策の実施等による域内の安全な貿易の促進（STAR イニシアティブ）、テロリストの資産凍結等によるテロ資金供与の停止、オンライン上の犯罪の防止を柱とする。これらの措置を実施するための、途上国への能力開発支援の重要性についても合意した。

また、バリ島、フィリピン及びモスクワで発生したテロ事件を強く非難する「APEC メンバー・エコノミーの最近のテロリズム行為に関するAPEC 首脳声明」及び北朝鮮に対して核開発放棄を求める「北朝鮮に関するAPEC 首脳声明」が採択された。

多角的貿易体制の支援

WTO 新ラウンドを支持し、2005年1月1日ま

での交渉期限を守るため、全ての分野でスケジュール通り交渉を進めることの重要性を APEC 首脳として強調。特に、農業交渉の進展が重要であること、新ラウンドが途上国にとっても利益のあるものとするべきこと、等の意見が出た。FTA（自由貿易協定）についての意見交換を行っていくことも合意された。

「上海アコード」の実施

2001年の首脳会議で採択された「上海アコード」に基づき、透明性原則、ニュー・エコノミーのための貿易政策、貿易円滑化等について議論が行われ、法令・規制等の迅速な公表等により、立法・行政の透明性を高めるための「APEC 透明性基準の実施のための首脳声明」及び電子商取引等の規制を自由化して貿易を促進するための「貿易とデジタル・エコノミーに関する APEC 政策の実施のための声明」が採択された。また、2006年までに APEC 域内での貿易取引コストを5%削減するための具体的措置のメニューを含む「貿易円滑化行動計画」が承認され、各エコノミーは、2003年2月の第1回高級事務レベル会合（SOM）までに、同メニューから各々が実施する措置を特定することとなった。

(3) 2003年の APEC の取り組み

2003年は、タイを議長国として10月に閣僚会議及び首脳会議が開催される予定であり、このために2月、5月、8月に3回の高級事務レベル会合を開催し、準備が行われている。

(4) 税関手続小委員会の活動について

経緯

1992年9月にバンコクにおいて開催された第四回 APEC 閣僚会議では、APEC 域内の貿易自由化を進めるためのアプローチのひとつとして、通関手続の調和に関する世界税関機構（WCO）の活動を評価した上で、これらの活動について APEC 域内の税関当局が協議を行い、WCO の活動を補完・促進するために取り得る活動を検討することが合意された。

この合意を受けて APEC 地域貿易自由化非公式会合（貿易投資委員会 [CTI] の前身）において税関手続の調和のための検討が進められた結果、1993年5月に非公式税関専門家会合の第一回会合が開催された。その後、累次の非公式専門家会合を経て1995年より、この会合は税関手続小委員会（SCCP: Sub-Committee on Customs Procedures）として CTI の下の正式な小委員会に格

上げされ、現在に至っている。

初年である1995年は我が国（関税局）が SCCP の議長を務めた。それ以降 APEC ホストエコノミーの税関当局が議長を務めることとされており、2002年はメキシコが務めている。

概要

1994年11月に採択されたボゴール宣言において、貿易・投資の自由化プロセスを補完・支援するために、貿易及び投資の円滑化プログラムを拡充し、促進することが決定された。

ボゴール宣言の要請に応えるため、税関手続の調和・簡素化のための5原則（迅速性、信頼性、一貫性、透明性、簡素化）とともに、各メンバーが共通に実施する目標期限を持った9項目の共通行動計画（CAP: Common Action Plan）及び同行動計画を実施するための技術協力を内容とする包括的なアクション・プログラムが作成され、1995年6月の札幌会合で合意された。

その後、1997年4月の APEC 蔵相会議において、税関手続小委員会（SCCP）に対し CAP を更に拡大するよう要請がなされたのを受けて、1997年には「リスク・マネジメント」、「共通のデータ・エレメント」、及び「急送貨物」の3項目が CAP に格上げされた。さらに、1999年には「職員規律」が新たに格上げされた他、2000年には「ペーパーレス貿易」（注）が「UN/EDIFACT（United Nations/Electronic Data Interchange For Administration, Commerce and Transport: 行政、商業、運輸のための電子データ交換国連規則集）」に代わり CAP に格上げされ、2001年には「税関・ビジネスの協調」が新たに採用され現在は14項目となっている（参考3参照）。

SCCP は当面、これら14項目の CAP を各エコノミーが目標期限までに円滑且つ着実に実施するための技術協力プロジェクトを実施していくこととしている。

CAP のうち、我が国がコーディネーターをつとめる「HS 条約の採用」については、1998年にマニラにおいて、2001年はバンコクにおいて全エコノミーを対象としたワークショップをフィリピンとの共催により開催したほか、2000年にブルネイ及びフィリピン、2002年に中国、チャイニーズ・タイペイ、チリに対して専門家を派遣した。その他、「京都規約」、「TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）」、「分類事前教示制度」、「リスク・マネジメント」等の他の CAP 項

目にかかる技術協力についても要請により専門家を派遣している。

SCCP は技術協力の分野以外にも様々な活動を行ってきた。これまでの具体的な成果物のうち主なものは、以下の通り。

- i) 「APEC 関税率データベース」(各エコノミーの関税率をインターネット (<http://www.apectariff.org/>) 上で一般に公開しているもの)
- ii) 「APEC/SCCP ブループリント」(SCCP の活動内容や今後の展望をまとめた小冊子)
- iii) 「情報公開ハンドブック」(各エコノミーの税関手続解説及び税関関係法令の入手方法等についての情報をとりまとめたハンドブック)
- iv) 「原産地規則概説書」(各エコノミーの原産地規則について分かりやすくとりまとめた小冊子)
- v) 「APEC/SCCP ウェブ・サイト (<http://www.sccp.org/>) (SCCP の討議内容、技術協力の実施状況等、SCCP の関連情報を掲載したウェブ・サイト。上記 ii, iii, iv, の成果物を閲覧できる。)

(注) ペーパーレス貿易

1998年11月の APEC 閣僚会議において承認された「電子商取引に関する行動のためのブループリント」において、APEC 域内の税関その他国境の貿易関連官庁で必要とされる紙の書類、ならびに国際海上・航空・陸上輸送に関連する書類及びメッセージを削減又は撤廃する「ペーパーレス貿易」に向けて各エコノミーが努力することとされている。

2. アジア欧州会合 (ASEM)

(1) ASEM の概要

イ. アジア欧州会合 (ASEM: Asia-Europe Meeting) は、世界の三大経済センターたるアジア、欧州、北米のうち、アジア欧州間においてもハイレベルでの連携を十分にとることが重要との認識から、1994年にシンガポールのゴー・チョク・トン首相がアジアと EU のサミットを提唱したことを受け、両地域間で開催されることとなったものである。

ロ. 第一回首脳会合は、アジア側から ASEAN 7カ国及び日本・中国・韓国、欧州側から EU 15カ

(参考) 共通行動計画一覧

項目	コーディネーター
HS 条約	日本
情報公開	シンガポール 香港
改正京都規約	ニュージーランド 日本
ペーパーレス貿易	オーストラリア
WTO 関税評価協定	カナダ 米国
WTO TRIPS 協定	米国
不服申立制度	カナダ フィリピン
分類事前教示制度	韓国 ニュージーランド
一時輸入便宜供与	チャイニーズ・タイペイ 米国
共通のデータ・エレメント	オーストラリア カナダ
リスク・マネジメント	オーストラリア 米国
急送貨物	米国 中国
職員規律	オーストラリア
税関・ビジネスの協調	香港、メキシコ、チャイニーズ・タイペイ

国及び欧州委員会の計26メンバーの首脳クラスの参加を得て、1996年3月にタイのバンコクにおいて開催され、アジアと欧州の首脳が初めて対等な立場にたつて、政治、経済、文化等の幅広い分野について建設的な対話を開始し、その中で我が国がアジアの一員として積極的に関与・提案を行った、大きな意義を有する会合となった。

八. その後、外相会合、経済閣僚会合、蔵相会合等の開催の他、橋本総理(当時)からの提案を受ける形で、麻薬取引の防止のための協力及び税関手続の調和・簡素化に関する協力の強化のため関税局長・長官会議が開催される等、ASEM の活動はさまざまな分野に広がってきている。

二. 2002年においては、デンマークを議長国として9月に首脳会議が開催され、テロ対策、貿易・投資分野における協力等について議論を行った。

(2) 第4回 ASEM 首脳会合の結果

バンコクでの第1回、ロンドンでの第2回、ソウルでの第3回に続き、第4回 ASEM 首脳会合がコペンハーゲンで開催された。

本会合の議長声明では、国際テロリズムと闘う決意の強調、アジア欧州間の WTO 新ラウンドに関する調整・意見交換を行うとの諸提案の歓迎、ASEM 各国間のより緊密な経済分野の協力に向け、貿易、投資及び金融の分野についての検討を行う作業部会の設置に合意、等が表明された。

また、議長声明のほか、国際テロリズムとの闘いにおいて緊密に協調していくことを目的とする「国際テロリズムに関する協力のための ASEM コペンハーゲン宣言」等及び「朝鮮半島の平和に

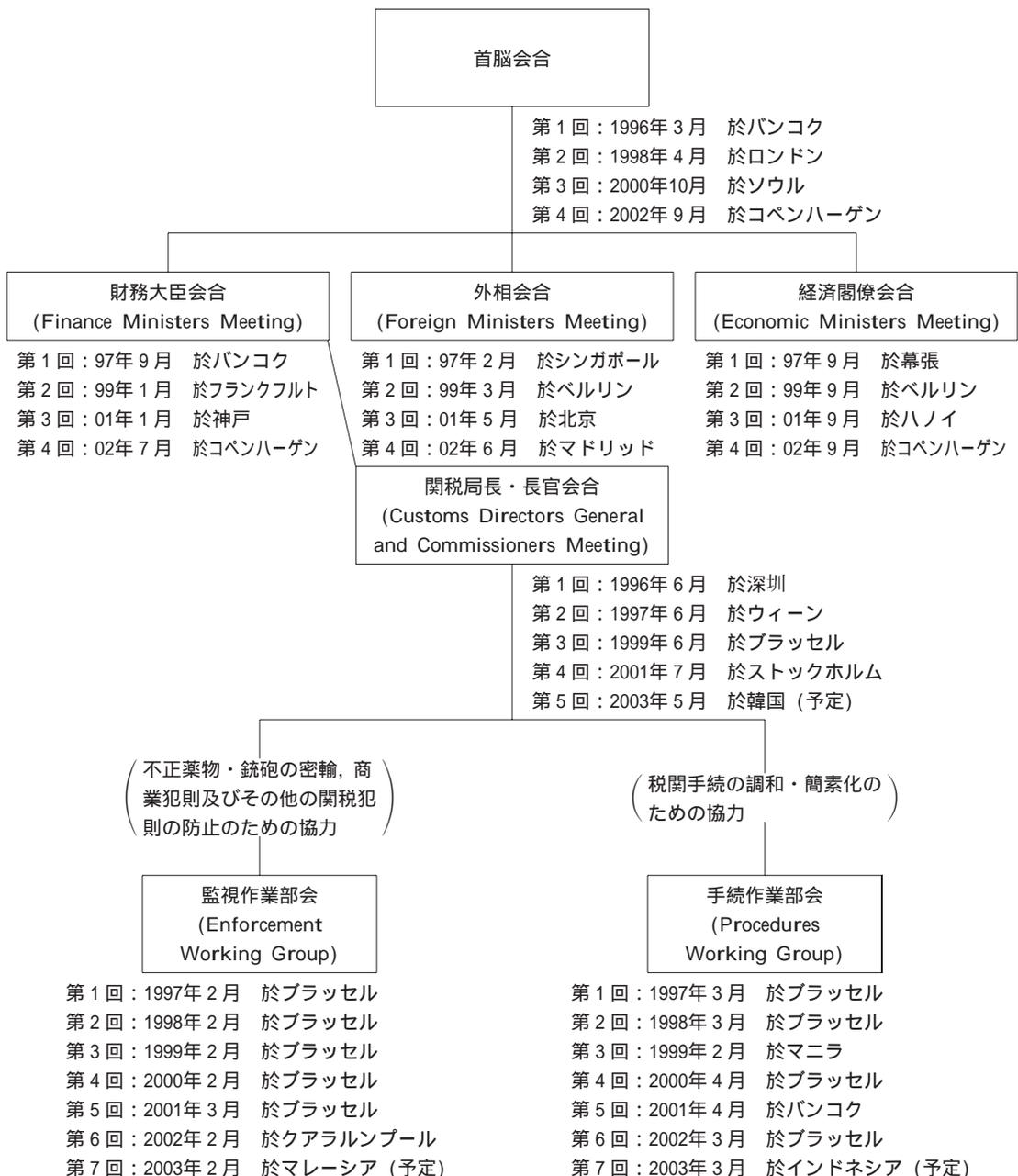
関する ASEM コペンハーゲン政治宣言」が採択された。

その他にも、貿易円滑化行動計画 (TFAP) (注) について、2004年の第 5 回 ASEM 首脳会合までに達成を目指す新デリラブルズが歓迎された。

(注) 貿易円滑化行動計画 (TFAP: Trade Facilitation Action Plan)

「貿易円滑化行動計画」は、アジア欧州間の貿易円滑化に資するため、第 2 回

ASEM 関連の会議開催実績



ASEM 首脳会合において採択された行動計画。優先分野として、7 分野（税関手続、基準・認証、政府調達、検疫、知的所有権、ビジネスマンの移動、その他の貿易活動（流通等））を取上げ、各分野に2000年までに達成を目指す具体的な目標（デリバラブルズ）が設けられた。

第3回首脳会合においては、TFAP の進展が称賛され、8 番目の優先分野として電子商取引の追加が報告された。

TFAP の実施の監督は、経済閣僚会合の下部会合である貿易と投資に関する高級事務レベル会合（SOMTI）が担当することとされている。また、税関手続分野については、関税局長・長官会議の下部会合である手続作業部会が実施・調整を担当することとされており、欧州委員会が欧州側のファシリテーターとなる一方、我が国（関税局）がアジア側ファシリテーターを務めている。

(3) ASEM 関税局長・長官会議

第一回関税局長・長官会議

1996年3月の第一回 ASEM 首脳会合の際、我が国の橋本総理（当時）の提案により、税関手続及び麻薬取引防止の分野における税関当局間の協力の強化が議長声明に盛り込まれた。これを受ける形で、首脳会合の最初のフォローアップ会合として、第一回関税局長・長官会議が、1996年6月21日・22日に中国の議長の下、中国の深圳市にて開催された。

第二回関税局長・長官会議

1997年6月20～21日、ウィーンにおいて、欧州委員会及びオランダ（1997年上半期 EU 議長国）の共同議長の下、開催された。

会議では、監視・手続両作業部会からの報告等を基に議論したほか、今後2年に1度、アジア・欧州間で交互に開催すべきこと、監視、手続の両作業部会は年一回ブラッセルで開催すべきことが合意された。

第三回関税局長・長官会議

1999年6月にブラッセルにおいて我が国の議長の下開催された。

本会議では、1999年2月に開催された「税関手続の調和・簡素化にかかる ASEM セミナー」及び「ASEM 関税局長・長官会議手続作業部会ホームページ (<http://www.customs.go.jp/asem/>.htm) 」の開設が報告され、また、ASEM 行動

計画の一つである貿易円滑化行動計画（TFAP）の税関手続分野（注）の進捗に引き続き努力していくこととされた。

第四回関税局長・長官会議

2001年7月にスウェーデンの議長の下、ストックホルムにおいて開催された。

本会議では、監視・手続両作業部会からの報告等を基に議論が行われたほか、IT 革命が税関に与える影響についての自由討議が催され、活発な意見交換が行われた。

また、今後の会議日程については、第五回の関税局長・長官会議を2003年に韓国がホストし、監視作業部会はマレーシアが、手続作業部会は EC がそれぞれ議長をつとめることとなった。

(注) TFAP 税関手続分野

税関手続分野には、2002年版 HS 品目表の適用、税関相互支援協定に関する議論の継続、透明性・予見性の向上等13のデリバラブルズが設定されている。

(4) 作業部会の模様

ASEM 関税局長・長官会議には、監視・手続の2つの作業部会が設置されており、1997年以降各々毎年1回ずつ開催されている。

監視作業部会

近年の監視作業部会においては、ASEM における協力の枠組み、技術協力、研修及びセミナー、経験の共有といった各項目毎のアジア・欧州間の監視分野の協力方策が議論されている。直近の第6回作業部会では、これら協力方策の一つである両地域の RILO による共同分析を継続していくことが合意された。

<これまでの会合の開催状況

第一回監視作業部会：1997年2月、於ブラッセル

第二回監視作業部会：1998年2月、於ブラッセル

第三回監視作業部会：1999年2月、於ブラッセル

第四回監視作業部会：2000年2月、於ブラッセル

第五回監視作業部会：2001年3月、於ブラッセル

第六回監視作業部会：2002年2月、於クアラルンプール

手続作業部会

近年の手続作業部会においては、作業部会に先

だって開催された官民合同セミナーの評価・今後の継続の可能性、貿易円滑化行動計画（TFAP）における税関手続分野の実施状況・今後の対応、手続作業部会ホームページの作成による更なる透明性の向上といった事柄について討議された。

〈これまでの会合の開催状況

第一回手続作業部会：1997年3月、於ブラッセル

第二回手続作業部会：1998年3月、於ブラッセル

第三回手続作業部会：1999年2月、於マニラ

第四回手続作業部会：2000年4月、於ブラッセル

第五回手続作業部会：2001年4月、於バンコク

第六回手続作業部会：2002年3月、於ブラッセル

第3. 最近の貿易をめぐる世界の動向について

1. 世界経済の概況

(1) 世界経済の概況

IMFのWorld Economic Outlook（2002年4月）によれば、2000年に始まった世界的な景気の減速は底を打ちつつある兆候が増えてきているが、世界的に大きな下方リスクは依然として残っており、物価上昇は抑えられ、殆どの国で過剰設備の問題を抱えている。

地域別に見ると、米国経済は、既に底を打ったとの兆候が多く現れてきている。ユーロ圏は、おそらく米国の回復から少し遅れて、回復に転じると見込まれる。一方、日本の短期の見通しは大きな懸念材料である。日本の景気後退及び金融緩和の可能性は更なる円安をもたらす可能性があり、他のアジア地域に与える影響が懸念される。しかし、アジア危機以降、変動相場制の採用が増えたこと等により、円安は概ね対処可能と考えられる。

新興市場国については、経済見通しはまちまちである。中国やインド等の国においては、引き続き力強い成長が見込まれる。一方、ラテン・アメリカについてアルゼンチンの状況は依然として極めて困難であるが、アルゼンチンの危機の影響は、おそらくウルグアイを除いて、これまでのところ総じて限定的なものである。

(2) 世界貿易の概況

WTOのAnnual Report（2002年版）によれば、2001年の世界貿易は、ITバブルの崩壊、欧州の活動の鈍さ、9月11日の事件による影響により、世界貿易は減速しており、前年比4%減、総額5兆9,900億ドルとなった。産業別に見ても農業生産、鉱業生産、鉱業生産いずれも減少している。

輸入量の伸びを地域別に見ると、アジアでは中国の貿易パフォーマンスは以前高いものの7%

の減、北米で6%、欧州で3%の減少であり、一方、旧共産圏諸国ではロシアの輸入増を受けて11%、中近東、アフリカでも増加となった。

輸出量の伸びを地域別に見ると、アジアでは日本及び東アジアのIT貿易国の輸出減を受け9%の減、北米で6%、欧州で1%の減少であり、また、アフリカ、中近東でも減少している。一方、旧共産圏諸国では東ヨーロッパの輸出増を受け5%増となっている。

2. 国際貿易を巡る主な動き

(1) 我が国の経済連携を巡る動き

日シンガポール経済連携協定

1. 経緯

日本・シンガポール新時代経済連携協定（Japan-Singapore Economic Agreement for a New Age Partnership:JSEPA）は、我が国にとって初めての自由貿易協定である。1999年12月の日・シンガポール首脳会談（ゴ－・チョクトン首相、小淵首相（当時）於東京）での合意を受けて、日・シンガポール自由貿易協定に関する共同検討会合が設置され、協定交渉に進むべきとの勧告を含む報告書が取りまとめられた。その後、2000年10月の両国首脳会談（ゴ－・チョクトン首相、森首相（当時）於東京）における「協定交渉を2001年1月に開始し同年末までに終了する」旨の合意を受け、交渉を開始、同年10月に実質妥結に達し、2002年1月13日に協定署名に至った。10月31日には関連政省令の整備等所要の手続きが完了した旨を相互に通告する公文の交換が行われ、この協定は、11月30日に効力を生ずることとなった。なお、正式名称は、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」である。

表1 主要地域・国の実質 GDP 成長率の推移
(単位 %))

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
世界	2.5	3.3	4.7	2.5	2.8
先進工業国	2.4	3.1	3.9	1.2	1.7
米 国	4.3	4.2	4.1	1.2	2.3
E U	2.7	2.3	3.4	1.5	1.4
日 本	2.5	0.3	2.2	0.4	1.0
開発途上国	3.2	3.8	5.7	4.0	4.3
ア ジ ア	3.8	6.0	6.2	5.6	5.9
移行経済圏	1.8	1.4	6.6	5.0	3.9

(出所) 2002年4月 World Economic Outlook (IMF)

(注) 2002年の値は IMF による見直し。

表2 主要地域・国の貿易量の対前年増減率の推移
(単位 %)

	輸出			輸入		
	1999 2000年	2000	2001	1999 2000年	2000	2001
世界	6	13	4	7	13	4
北 米	7	13	6	9	18	6
中 南 米	9	20	3	12	16	2
欧 州	4	4	1	4	6	3
EU15カ国	4	3	1	4	6	2
旧共産圏諸国	7	26	5	5	14	11
アフリカ	4	28	5	3	5	1
ア ジ ア	8	18	9	8	23	7
日 本	5	14	16	5	22	8
中 国	15	28	7	16	36	8
IT貿易国(6)	10	19	13	9	25	13

(出所) WTO Annual Report 2002

(注) IT 貿易国(6)は韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ、シンガポール

2. 主要分野

本協定は、物品・サービスの貿易及び投資の自由化・円滑化に加えて、金融サービス、情報通信技術、人材育成、観光等の幅広い分野での協力強化を内容としている。

本協定を構成する主要分野は、自由化・円滑化(物品の貿易、原産地規則、税関手続、貿易取引文書の電子化、相互承認、サービスの貿易、投資、人の移動、知的所有権、政府調達、競争)、二国間協力(金融サービスに関する協力、情報通信技術、科学技術、人材養成、貿易及び投資の促進、中小企業、放送、観光)、紛争の回避及び解決、である。

以上のように、本協定は、二国間の貿易や投資の自由化、円滑化のみならず、金融サービス、情報通信、人材養成、観光等の幅広い分野において二国間の経済連携を強化することを目的とするものであり、かかる協定の締結により、両国間の物品、サービス、資本、人、情報の移動が今以上に促進され、さらには両国経済が一段と活性化されることが期待されている。

3. 物品の貿易、原産地規則、税関手続について

イ. 物品の貿易

・関税譲許

WTO 協定では、全ての WTO 加盟国に同様の待遇を与えること(最恵国待遇: MFN)が原則とされているが、域内の原産品に対し「実質上全ての貿易」について関税等を廃止することを条件として、最恵国待遇の例外となる自由貿易協定を締結することが認められている。「実質上全ての貿易」の国際的に確立した定義はないが、一般的に、二国間の貿易量の9割以上を無税譲許すること、特定セクターを一括除外しないこと、が最低限必要であると理解されている。

本協定では、シンガポールは全ての品目を無税譲許する一方、日本は、WTO 無税譲許品目に加え繊維・衣類等3800超の品目(9桁ベース)を新たに無税譲許した。これらには、WTO 無税譲許品目及び実行無税品目(一部を除く)の農林水産品も含まれている。

この結果、シンガポールとの協定は、往復の貿易額で98%を超える部分が無税譲許され(2000年の貿易統計)、農林水産品等の特定セクターが一括除外されていないことから、WTO 協定に整合的な自由貿易協定であるといえる。

・二国間セーフガード

本協定に基づく関税譲許の結果として、輸入の絶対量の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、協定発効から10年間の経過期間に限り、措置をとる時点又は協定発効の日の前日における実行最恵国税率のいずれか低い方を超えない水準まで関税の引上げを行うことができること等を定めている。

ロ. 原産地規則

本協定における原産地規則は、両国間で新たに無税譲許した個別品目について、迂回輸入の防止のために設けられているものであり、大きく分けて、個別品目に係る原産地を認定するための規則

と原産地証明等に関する手続規定とで構成されている。

・個別品目の原産地規則

我が国が開発途上国からの輸入を対象とする現行特惠関税制度において採用している関税分類変更基準を原則とするとともに、一部のシンガポール側関心品目には、関税分類変更基準に加え、60%の閾値による付加価値基準を選択的に適用する旨定めている。

・手続にかかる規定

輸出国で発給される原産地証明の適格性の確保、輸入国の税関で実際に輸入された貨物と原産地証明が証明する貨物との同一性の確認を可能とする規定が設けられる等、個別品目に係る原産地規則の適正な執行を可能にする内容となっている。

八. 税関手続

税関手続の改善を図ることにより両国間の貿易の円滑化を図ることを目的として、(1)最新の情報通信技術の活用、税関手続の簡素化及び国際的調和を進めること、(2)適正通関の確保の観点から、リスク・マネージメントの活用及び不正薬物、知的所有権侵害物品等に関する情報交換を行うこと、(3)第三国の税関当局におけるリスク・マネージメントの採用・改善を進める等の技術支援面で協力すること、等を定めている。

日・メキシコ経済連携について

1. 経緯

2001年6月、フォックス・メキシコ大統領が訪日した際の日墨首脳会談にて、経済関係強化のための方策について、自由貿易協定(FTA)の可能性も含め包括的に議論するための産学官からなる両国研究会の設置が合意された。

これを受け、両国の産学官からの参加者を得て、2001年9月以来7回の会合を開催し、2002年7月に報告書を取りまとめた。

2. 報告書の内容

共同研究会は、両国政府が、日墨両国民の理解を得つつ、研究会の検討の過程で洗い出された両国の抱える諸課題を克服し、経済関係を強化するための具体策としてFTAの要素を含む二国間経済連携強化のための協定の締結に向けた作業に早急に着手することを提言。

協定の内容としては、貿易・投資の自由化措置のみならず、両国間の貿易円滑化(税関手続等)・投資促進を図るための措置、さらに二国間の協力措置を含む幅広い分野をカバーするものが望まし

いとしている。

3. 日墨FTAの重要性

(1) 我が国にとっての墨の戦略的重要性

(イ) 墨の人口は約1億人、経済規模(GDP 5745億ドル(2000世銀))はアセアン10のそれ(GDP 5802億ドル(2000世銀))に匹敵する。

(ロ) アメリカ合衆国をはじめ多くの国と自由貿易協定を締結しており、南北米大陸にわたる米州市場へのゲートウェイ(進出基地)と位置付けられる。

(2) 我が国産業界の被っている不利益の解決

(イ) 墨の関税は平均16%と高い(日本は8.1%)中で、94年のNAFTA、2000年のEU・メキシコFTAの発効により、日本企業が関税の面で欧米企業に比べ競争上不利な状況に置かれている。

(ロ) サービス、投資、政府調達といった面で墨側がFTA締結国企業を未締結国企業より有利に扱っていることが我が国産業界に具体的な不利益を生じさせている。

4. 今後の動き

共同研究会報告書の提言を踏まえ、2002年10月の日墨・首脳会談で、FTAの要素を含めた二国間の経済連携強化のための協定の締結交渉を立ち上げることが決定された。今後、交渉開始後1年程度を目標に交渉が進められる予定である。

日韓FTA共同研究会について

2000年9月の日韓首脳会談(金大中大統領、森首相(当時))において財界同士の相互理解と日韓自由貿易協定への共通認識の形成を目的として、日韓の経済人からなる日韓FTAビジネス・フォーラムを設置することで合意した。

2002年1月、同フォーラムはFTA締結のために両国政府に対して最大限の努力を期待する旨の「日韓FTA実現のための共同宣言文」をまとめ、両国首脳に提出した。

これを受けて、同年3月、日韓首脳会談(金大中大統領、小泉首相)において、日韓FTAに関する産官学研究会を速やかに立ち上げることに合意、同年7月に日韓FTA共同研究会の第1回会合を、10月には第2回会合をそれぞれ開催した。

日ASEAN包括的経済連携構想

小泉総理は本年1月、ASEAN諸国歴訪中の政策スピーチにおいて日ASEAN包括的経済連携構想を提案した。これは日ASEAN関係の更な

る深化、日 ASEAN 双方の競争力の強化、将来的には東アジア地域全体の経済連携強化を目的としている。

本構想は、貿易・投資の自由化に加え、情報通信技術、科学技術、文化、教育・人材育成、観光等の幅広い分野における経済連携の強化を目指している。また、ASEAN 全体との具体的分野や連携の枠組み等についての検討と併せて、出来ることから二国間での議論を積み重ねていくこととしており、そうした観点からタイ及びフィリピンとの間で既に検討を始めている。

本年 8 月の日 ASEAN 外務大臣会合及び 9 月の日 ASEAN 経済大臣会合において、各種事務レベル会合における本構想の検討につき報告がなされた。本年 11 月の日 ASEAN 首脳会合において、基本原則につき合意がなされる予定である。

(2) その他の主要な地域貿易協定

NAFTA (北米自由貿易協定)

NAFTA (North American Free Trade Agreement) は、米加自由貿易協定 (1998 年発効) にメキシコが加わる形で 1994 年 1 月 1 日に発効した。NAFTA は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、物品及びサービスに関する規則 (域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則の統一等) に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している他、補完協定で労働者保護及び環境保護を定める等、新分野についての規定が多く盛り込まれている。また、域内関税は、品目によって即時、5 年、10 年又は 15 年と段階的に撤廃することとされている。

NAFTA は中南米諸国との関係強化を進めており、1994 年にはチリの加入交渉を開始する旨合意された。既にカナダ (1997 年 7 月) 及びメキシコ (1999 年 8 月) とチリとの FTA は発効している。

また、キューバを除く米州 34 ヶ国が参加した 1994 年の米州サミットにおいて、2005 年までに米州自由貿易地域 (FTAA) の交渉を終える旨合意され、更に 2001 年 4 月に行われた同サミットの第 3 回会合において、2005 年 12 月までに協定を発効させる旨合意された。FTAA 創設に向けた本格的交渉は、ブッシュ大統領が米国会から授權された貿易促進権限 (TPA) により促進されるものと見られている。

メルコスール (南米共同市場)

1995 年 1 月に発効したメルコスールは、ブラジル、アルゼンティン、ウルグアイ、パラグアイの 4 ヶ国を構成国とする、2006 年の関税同盟設立を目指した中間協定である。主な内容は、(Ⅰ)域内関税は 1995 年 1 月より原則として撤廃。但し、各国毎に保護品目が認められている、(Ⅱ)1995 年 1 月より対外共通関税率 (0 ~ 20%) を全品目の約 85% にあたる品目につき適用、(Ⅲ)メルコスール原産とみなされるための現地調達率は原則 60%、(Ⅳ)メルコスール諸国及びメルコスールと協定を結んだ国において民主主義体制が失われた場合、協定上の権利及び義務が中断されるという民主主義条項 (1996 年に追加)、等となっている。

メルコスールと域外との関係としては、まず、チリ及びボリビアとの間で経済補完協定が署名されている (1996 年)。アンデス共同体 (コロンビア、ヴェネズエラ、エクアドル、ボリビアの 4 カ国) とは、両ブロック間で自由貿易協定を締結するべく交渉が行われてきた。また、EU との間では、1995 年に地域間協力枠組協定が締結され、農業分野を含めた関税及びサービス分野の協議が開催されている。

EU

EU は、経済的な統合を中心に発展してきた欧州共同体 (EC) を基礎に、欧州連合条約 (マーストリヒト条約) に従い、経済通貨統合を進めるとともに、共通外交安全保障政策、司法・内務協力等のより幅広い協力をも目指す政治・経済統合体である。

経済統合に関しては、関税同盟と共通農業政策 (CAP) が欧州経済共同体条約に基づく二本の柱である。加盟国間の貿易に対する関税・数量制限を撤廃し、域外に対する共通関税率と共通通商政策を適用しており、農業分野では域外との貿易に対する輸出補助金や域内での市場介入等を通じた農産品の域内価格安定を図っている。更に域内市場統合を完成させ、人・モノ・サービス・資本の移動を自由にするため、域内市場統合白書 (1985 年) 及び単一欧州議定書 (1987 年) に基づき、1992 年末までに物理的・技術的・財政的障害の除去を目的とした約 270 項目の自由化・共通化のための EU 法令を採択した。また、経済通貨統合に関しては、欧州連合条約に盛り込まれた手続に従い、2002 年 1 月 1 日より、ユーロに参加しない英、デンマーク、スウェーデンをのぞく 12 カ国においてユーロ貨幣の流通が開始された。

EU は EFTA 加盟国のうちスイスを除く 3 ケ国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）との間で、1994年 1月から、自由貿易地域より進んだ「人、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力の強化、拡大」を内容とした EEA（European Economic Area、欧州経済領域）を発足させている。

また、中・東欧諸国及びバルト 3 国との間で欧州協定を締結し、EU 加盟を支援してきた。1998 年春にはサイプラス、ポーランド、チェコ、ハンガリー、エストニア、スロヴェニアの 6 ケ国との加盟交渉を開始し、ラトヴィア、リトアニア、スロヴェニア、ルーマニア、ブルガリア、マルタの 6 カ国との加盟交渉も 2000年に開始した。

地中海諸国との間では、1995年バルセロナ会議において政治・経済・文化面での協力を謳った地中海宣言を採択し、2010年までの欧州・地中海自由貿易地域設立を目標に、国別の連合協定を交渉、締結してきた。トルコとは関税同盟を創設し、1999年には加盟候補国として承認を行った。アフリカ、カリブ海、太平洋の旧植民地諸国（ACP 諸国）との間ではロメ協定を締結し、援助を実施してきたところであるが、その失効後は新たにコトヌ協定が署名されている（2000年）。

中南米諸国との間では、メキシコに次ぎ、メルコスールとの間で将来の自由貿易地域創設を目指し交渉中である。

AFTA（ASEAN 自由貿易地域）

AFTA（ASEAN Free Trade Agreement）には ASEAN の全加盟国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナムの計 10 ケ国）が参加している。域内人口は 5 億人を越え、NAFTA や EU を上回っており、貿易額は NAFTA の約 3 分の 1 となっている。

AFTA は、1992年 1月の第 4 回 ASEAN 首脳会合において 15年以内の創設が決定され、1993年 1月より導入された CEPT（Common Effective Preferential Tariff、共通実行特惠関税）スキームを主要メカニズムとしている。CEPT スキームに従って域内実行関税率を 0～5% とすべき期限は、1994年の ASEAN 経済閣僚会合において引下げ開始より 10年へと短縮され、1998年には原加盟 6 ケ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）について 2002年へと更に前倒しされた。ASEAN 新規

加盟国に関しては、ヴェトナム（1995年加盟）が 1996年 1月より、ミャンマー及びラオス（1997年加盟）が 1998年 1月より、カンボジア（1999年加盟）が 2000年 1月より CEPT スキームを導入しており、累次前倒しの結果それぞれ 2003年、2005年、2007年に引下げを完了することとされている。

関税の撤廃に関しては、1999年の第 3 回 ASEAN 非公式首脳会合の際に、原加盟 6 ケ国については 2010年までに、新規加盟 4 カ国については例外を認めつつ 2015年までに、全ての CEPT 対象品目について完了することとされた。

CEPT スキームは農産品、工業製品ともに対象としているが、各加盟国はスキームから暫定的に除外する品目を指定できると同時に、国家安全保障や公徳等に関する一般的例外も設けられており、異なる扱いをすることが認められている。

カンボジアを除く 9 ケ国の CEPT 単純平均関税率は、1998年の 5.37% から 2001年には 3.65% まで下がり、2002年中には 3.25% となる見込み。また、CEPT スキームによる引下げ対象品目（除センシティブ品目）は、2001年現在 ASEAN 10 ケ国平均で全品目数の 84.47%、原加盟 6 ケ国平均で全品目数の 98.26% となっている。

3. 我が国と主要国・地域との貿易の現状と課題

(1) 日米貿易の現状と課題

イ. 日米貿易の現状

我が国の対米貿易黒字は、1985年から 1996年までは減少傾向、1997年から 2000年までは増加傾向、2001年には縮小に転じている。

ロ. 日米貿易の課題

成長のための日米経済パートナーシップ

2001年 6月 30日の日米首脳会談において、「成長のための日米経済パートナーシップ」の立ち上げが合意された。同パートナーシップは、日米間の対話を通じて、持続可能な成長のために各種の政策分野で協調することを目的としており、実施にあたっては、二国間、地域的及び多数国間の問題についての戦略的な対話を目的とする「次官級経済対話」、民間関係者との対話の場である「官民会議」に加え、規制改革・競争政策、財務金融、投資、貿易の各々の分野について協議の場を設置している。

(i) 現在の状況

日米次官級経済対話は、2001年 10月 7日にワシントンにて第 1 回、2002年 5月 9日

に千葉にて第2回を開催。

官民会議は2002年5月10日に千葉にて第1回を開催。

財務金融対話は、2001年11月1日にワシントンにて作業部会を開催。

投資イニシアティブは、2001年10月7日に第1回次官級会合をワシントンにて開催し、2002年5月8日に第2回次官級会合を東京にて開催。

貿易フォーラムは、2002年7月12日に東京にて第1回を開催。

規制改革及び競争政策イニシアティブについては、2001年10月14日、日米間で双方の要望書を交換し、上級会合が2002年3月13、14日にワシントンにて開催、同年6月13日に東京にて開催され、分野横断的問題に関する作業部会は第1回会合を2001年11月5～7日に東京で開催、第2回会合を2002年3月11、12日にワシントンにて開催。これまでの作業部会及び上級会合での議論を経て、日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両国首脳への第1回報告書を2002年6月25日の日米首脳会談（於：カナナスキス）の機会にとりまとめ、公表した。

(ii) 規制改革及び競争政策イニシアティブについて

- ・97年から2001年まで実施された「日米規制緩和対話」を踏襲。
- ・税関関係では、米側要望として、通関手続（Air・NACCSの料金改定、通関手続の簡素化）、デジタル商品の貿易自由化（電子商取引に係る関税不賦課、キャリアメディア（CD、ディスク等）に記録されたデジタル製品に対する関税評価）について、日本側要望として、ACE導入後の通関時間調査の実施が盛り込まれた。

通商法301条

通商法301条は、1974年米国通商法301～309条の総称であり、米国の通商を妨げる外国の貿易慣行につき、USTR（米国通商代表部）が、利害関係者の申立て又はUSTRの職権により調査を開始（同時に関係国と協議）し、その結果「不正」であると認定した場合、一方的に制裁措置が発動できるという規定である。

USTRは、通商協定に関係する場合は、紛争処

理手続完了後30日又は調査開始後18ヵ月のいずれか早い内に、また、その他の場合には、調査開始後12ヵ月以内に措置発動の適否を決定し、その決定から30日以内に制裁措置を発動することができるが、当該措置は、直接被害を受けていないセクターに対して発動することも可能である（いわゆるタスキ掛け報復）。

通商法301条調査の対日適用は、1974年発効以来、12件であるが、このうち、制裁措置が発動されたのは、皮革、半導体の2件のみである。最近の調査事例では、消費者用写真フィルム及び印画紙、果実輸入検疫制度がある。

スーパー301条

a. 制定経緯

元来のスーパー301条は、1988年包括通商競争力法第1302条により、1989、1990年限りの時限立法として導入された条項（通商法310条）で、通商法301条の内容を強化したものを意味していた。その後、通商法310条の効力は失効したものの、1994年3月の大統領令 No. 12901により1994、1995年の2年間の時限措置として復活（更に、ウルグアイ・ラウンド実施法で、効力が失効していた通商法310条を改正する形で1995年について時限立法化）させ、1995年9月には先の大統領令 No. 12901の適用期限を2年間延長する大統領令 No. 12937が発せられた。その後、適用期限満了に伴い、同条は1997年末に失効していたが、1999年3月31日、米国政府は大統領令により、2001年までの時限措置としてスーパー301条を復活させた。なお、同条は2001年末に失効している。

b. 2001年末に失効したスーパー301条の手続

- (i) 3月31日までにUSTRが「外国の貿易障壁に関する年次報告書（NTEレポート）」を議会に提出。
- (ii) NTEレポート提出後30日以内にUSTRが優先外国貿易慣行（外国の不正貿易慣行のうち優先的に取り扱うべきもの）を特定し、その報告書を議会に提出。
- (iii) その後90日の間に、USTRは優先外国貿易慣行の満足できる解決を図る。その期間中に満足できる解決が得られない場合には、1974年通商法301条調査を行う。
- (iv) その調査結果を受けて、USTRは、対抗措置発動の適否を決定し、発動が適当と認定された場合対抗措置を実施する。

c. これまでの適用状況

制定当初の1989年においては、日本の衛星、スーパーコンピュータ及び林産物、ブラジルの輸入数量制限、インドの保険及び対内投資を優先外国貿易慣行として特定し、1990年にはインドの保険及び対内投資のみを引き続き特定し、1997年には韓国の自動車輸入障壁を優先外国貿易慣行として特定したが、いずれも制裁にまで至らずに合意された。

なお2001年4月30日に USTR は我が国に対して優先外国貿易慣行とまでは特定しなかったが、「監視対象」として、自動車及び同部品、板ガラス、農業（植物検疫とセーフガード）を掲げている。

また、タイトル 報告書では、米国にとっての重要な関心事項として昨年に引き続き建設について言及されている。

d. 外国の貿易障壁に関する年次報告書

USTR は、スーパー301条の効力の有無にかかわらず、通商法により毎年3月31日までに「外国の貿易障壁に関する年次報告書」を大統領及び議会に提出することが義務付けられている。2001年については、3月30日に公表されており、55カ国・地域が対象となっている。

同報告書には、日本関係では貿易障壁として60項目が挙げられている。

そのうち、財務省関係では、輸入通関手続、知的財産権の国境における取締り、保険、会計監査サービス、投資障壁等について言及がある。

米国の2001年通商政策課題及び2000年年次報告

2001年3月6日、大統領は、米国の「2001年通商政策課題及び2000年年次報告」を議会に提出、公表した。

2001年通商政策課題の項目において、日本に関する言及はなかった。

主要課題としては、貿易自由化（FTAA、シンガポール FTA、米ジョルダン FTA 等）、大統領の貿易促進権限の再獲得、不正貿易慣行に対する米国通商法の適用等について言及されている。

2000年年次報告では、2000年中に米国が実施した交渉の現状等が記述されており、日本関係では、保険、板ガラス、自動車及び同部品、政府調達における既存の二国間合意の実施とモニタリングに相当の資源を注いだこと、日本の市場開放目標を達成するために WTO、APEC を含む地域的・多国間フォーラムを活用したこと、規制緩和・競争

政策に関する強化されたイニシアティブに基づき、更なる規制緩和を行うことを同意するとともに4年目の対話の継続に合意したことについて記述されている。また、個別分野では、鉄鋼、コメ等の取組みが記述されている。

TPA（貿易促進権限）について

a. 概要

TPA（Trade Promotion Authority、貿易促進権限）法は、通商協定を締結する際、「議会は、その通商協定の実施法案に対し修正を加えることはできず、同法案の議会提出後90日以内に可決・否決の二者択一で採決を行う」という、議会在大統領に一括通商交渉権限（いわゆるファスト・トラック）を付与するものである。

b. 経緯

昨年12月6日に法案が下院を通過し、本年5月23日に TPA 法案を含む包括通商法案が上院を通過した。上院を通過した法案は、下院を通過した法案とは異なる点が含まれており、上下両院の法案の際を解消すべく、両院協議会の場で調整が行われていたところ、7月26日、両院協議会において報告書が採択された後、上下両院において可決され（下院：7月27日、上院：8月1日）、8月6日、ブッシュ大統領の署名を経て成立した。

c. 主なポイント

議会は、大統領に2005年6月1日まで TPA を付与する。2年間の延長が可能。

大統領は、通商協定締結の180日前までに、米国通商法改正と通商交渉の主要目的との整合性に関し、上院財政委員会と下院歳入委員会に報告する義務を負う。

議会は、大統領が提案する米国通商法の変更に関し、「法的拘束力がない（nonbinding）」不承認決議案を採択する権利を担保する。但し、仮に可決された場合でも法的拘束力はない。

d. 過去の適用等

ファスト・トラックは、米イスラエル自由貿易協定、米加自由貿易協定、北米自由貿易協定（NAFTA）、ウルグアイ・ラウンドの実施法案審議に対して適用されている。

TPA は、1994年4月に失効しており、ブッシュ政権は、WTO ラウンド交渉、FTAA、米チリ自由貿易協定等の通商交渉を円滑に行うために、TPA の獲得を目指していた。

(2) 日・EU 貿易の現状と課題

イ. 日・EU 貿易の現状

2001年の対 EU 輸出は、半導体等電子部品、自動車、事務用機器等が減少し、7兆8,100億円、対前年比7.4%減と、3年連続の減少となった。一方、輸入は医薬品、有機化合物、科学光学機器等が増加し、5兆4,119億円、同7.3%増と2年連続の増加となった。

この結果、貿易黒字は2兆3,981億円、同29.2%減と減少した。

ロ. 日・EU 貿易の課題

全般的に良好な関係が維持されている。近年は規制緩和について話し合いが持たれており、1996年以降、EU 側から日本に対する規制緩和要望書

が毎年提出され、これをもとに年1回以上、日・EU 規制改革対話が行われている。

なお、1998年以降、我が国からも EU に対する規制緩和対話が毎年提出されている。

(3) 日・ASEAN 貿易の現状

2001年の対 ASEAN 輸出は、半導体等電子部品、電気回路等の機器、事務用機器等が減少し、6兆5,922億円、対前年比10.7%減と2年ぶりの減少となった。一方、輸入は半導体等電子部品、事務用機器、原油・粗油等が減少したものの、音響・映像機器、石油ガス類等が増加したため、6兆6,041億円、同2.8%増となった。

この結果、貿易収支は前年の9,574億円の黒字から119億円の赤字に転じた。

第4 関税協力理事会と技術協力について

1. 関税協力理事会について

(1) 概要

関税協力理事会（条約上の正式名称は、Customs Cooperation Council (CCC) であるが、現在では、通称として World Customs Organization (WCO) が使用されている）は、1952年11月に設立された、関税制度の調和・簡易化と通関行政の国際協力を推進する国際機関で、本部はベルギーのブリュッセルに置かれており、2002年6月末現在161か国・地域が加盟している。（我が国は1964年6月に加盟した。）

(2) 沿革

戦後、欧州経済協力委員会の関係政府は、関税同盟設立の可能性を検討するため、1947年ブリュッセル欧州関税同盟研究団を設置した。この研究団は、関税分類、評価などの分野における研究のレベルを高め、また、活動の範囲を拡げるため、50年、新たに関税制度に関するグローバルな国際機関を設置することを決定した。その際、「関税協力理事会を設置する条約」が作成され、同条約は52年に発効した。

(3) WCO の具体的活動内容

商品分類の統一

WCO において開発された「商品の名称及び分類についての統一システム（略称 HS）」は、1988年1月から発効しており、2002年6月末現在、日本をはじめ、アメリカ、カナダ、オース

トラリア等107カ国及び EC が加盟し、国際的に統一された、国際貿易に関わる品目の分類表として広く用いられている。

関税評価協定の統一適用

1981年1月に発効した GATT 関税評価協定の統一的適用を図るため、WCO では、同協定適用上の技術的問題の検討、解説書作成等の作業を行ってきた。

1995年の WTO 設立に伴い、同協定は WTO の関税評価協定として継承され、以降同様の活動を行っている。

監視分野における国際協調

監視分野においては、麻薬不正取引の情報交換をはじめとする国際協調を行ってきており、また、近年では麻薬不正取引防止を目的とした国際貿易・輸送業者との協力強化のための了解覚書の締結、知的財産権侵害物品の水際取締り強化にも取り組んでいる。

更に世界11カ所の RILO（地域情報連絡事務所）を中心に、密輸に関する情報交換等を行っている。

アジア大洋州地域においては1987年12月以来香港税関内に RILO がおかれていたが、1999年1月からは東京に移転され、活発な活動を行っている。

税関手続の国際的統一

WCO は分類、評価、及び監視を除く税関の手続の国際標準を定めた「税関手続の簡易化及

び調和に関する国際規約（京都規約）」を1973年に採択した。（2002年6月現在締約国は62カ国・関税同盟）。この国際規約は、各国の税関手続の簡易化を図るとともに税関手続の調和を進め、これにより国際貿易の円滑な発展を促進しようとするものであり、WCOはその普及と拡大に努めている。我が国は、1976年に同規約に加盟し、現在までに同規約の附属書全31本のうち、11本の附属書を受諾している。

京都規約については、近年の電算化や関税技術の進歩に伴いアップデートするための見直しが行われ、あわせて規約の解釈や実施の方法に関するガイドラインを作成する等手続の調和に向けた作業が行われた。

改正京都規約は、1999年6月のWCO総会にて採択され、早期発効に向けて現在、加盟各国による受諾作業が進められている。我が国は2001年6月に受諾済。

原産地規則

WTOの原産地規則に関する協定に基づき、WCOに原産地規則技術委員会が設置され、統一原産地規則策定に係わる技術的作業を行っている。

税関近代化プログラム

市場経済の導入や経済発展に伴い、近代的な税関の構築を必要とする関税当局に対して有用な手段の開発等を行うもので、税関の改革及び近代化プログラムを策定し、途上国に対する技術支援を実施している。

(4) WCOの主要会議

総会（理事会）

WCOの最高意思決定機関で、各国の関税当局の局長・長官クラスを集めて毎年6月頃に開催される。

政策委員会

WCOの主要国で構成される政策委員会は年2回、通常6月及び12月に開催され、政策問題について検討し、総会に対して提言を行っている。

財政委員会

WCOの年次予算等財政問題を審議する委員会、毎年4月頃に開催される。

個別分野毎の委員会

品目分類、関税評価、監視取締り、税関手続、原産地規則等の個別分野毎の会議を定期的に開催し、条約、勧告の問題について検討を行って

いる。

(5) WCOの最近の活動計画

WCOビジョンステートメント

WCOビジョンステートメントは、21世紀初頭の10年間においてWCOが行うべき事項、求められる役割についてまとめたものであり、税関に係る専門知識の世界的な中心として税関の制度及び手続の開発、調整、促進及び実施における指導的役割を担うことが書かれている。

WCO戦略プラン

WCOでは毎年、3年間の主要行動計画にあたる戦略プランを策定している。

2002年6月の総会で採択された2002/2003～2005/2006年度の3ヵ年戦略プランでは、HSの統一的適用、包括的取締りプログラムの実施等11項目の重点活動分野が示された。

(6) 地域代表

WCOにおいては、1986年以降、アジア・大洋州地域や、アメリカ州地域等全加盟国を6地域に分け、地域代表国のイニシアティブの下、地域内活動を行っている。日本は1989年7月から1991年6月まで、アジア・大洋州地域の地域代表を務めた。アジア・大洋州地域は、日本、オーストラリア、ニュー・ジーランド及びアジア諸国等28カ国・地域で構成されており（参考参照）、2002年7月からは、ニュー・ジーランドが地域代表となっている。

（参考）オーストラリア、バングラディッシュ、ブルネイ、カンボディア、中国、フィジー、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、マカオ、マレーシア、モルディヴ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュー・ジーランド、パキスタン、パプア・ニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、スリ・ランカ、タイ、ヴェトナム、（以上28カ国・地域）

2. 技術協力について

(1) WCO日本関税技術協力プログラム

経緯

開発途上国の税関職員に対して、税関の現場における研修を含めて特定分野につき、より専門的で高度な内容の関税技術を習得させるため、我が国は、関税協力基金（CCF）に資金を拠出し、WCOと協力して開発途上国の税関に対する技術協力を1989年度より実施している。

内容

我が国の税関から専門家を開発途上国税関に派遣する専門家派遣，開発途上国に共通する特化した問題について研究する地域セミナー及び開発途上国税関職員を日本の大学院に招いて関税政策等に関する知識を習得させる留学生制度等を実施している。

(2) 二国間援助プログラム

経緯

従来，WCO / 日本関税技術協力プログラムで実施してきた事業のうち，「研修員受入事業」については，1996年度より WCO 非加盟国等からの技術援助要請が増加してきたこと及び我が国のプレゼンスをさらに高める等の観点から，我が国関税局・税関が独自に当該事業を実施することとした。

内容

開発途上国の税関職員を我が国に受け入れて監視取締，分類，分析，関税評価等の税関業務の各分野において専門的な研修を行う研修員受入事業及び開発途上国の技術協力に関するニーズ把握及び評価調査のため，我が国の税関職員等を派遣する事業及び我が国の税関等から専門家を開発途上国税関等へ派遣する専門家派遣事業を実施している。

(3) JICA 税関行政セミナー

国際協力事業団（JICA）が主催する開発途上国からの技術研修員受入事業のうち，1970年から集団研修コースの一つとして「税関行政セミナー」を設け，開発途上国の税関職員を受け入れ，研修を行っている。2001年度までに受け入れた研修員は，延べ83カ国から518名に達している。